

一般社団法人兵庫県社会福祉士会
研究誌『兵庫社会福祉士』への論文等の掲載取り消しの
決定に対する不服申立ての機会確保に関する細則

細則第7号
2024年3月7日制定

(目的)

第1条 本細則は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）が定める「研究倫理規程」第4条、「研究倫理ガイドライン」第6章第27条及び第7章第30条に基づき、研究誌『兵庫社会福祉士』の「実践研究」、「実践報告」等（以下「論文等」という。）について掲載の取り消し処分に対する反論の機会確保を円滑に行うための必要事項を定める。

(組織)

第2条 本細則に定めることは、調査研究委員会（以下「委員会」という。）において所管する。

(申立ての対象)

第3条 不服申立てができる者は研究誌への論文等への掲載について取り消しとなった者のうち筆頭研究者とする。

2 論文等については、執筆者が複数の場合は全員からの不服申立ての内容に関する同意を書面で提示しなければならない。

(申立ての方法)

第4条 掲載の取消処分を受けた場合、前条による対象者が文書により不服申立を行うことができる。ただし、取消処分を文書により発送した日より90日以内に本会事務局に申立書が到着したものに限る。

2 申立てには、申立てを行う者の①会員番号、②氏名、③住所、④取り消しとなった論文等のタイトル、⑤申立ての趣旨、⑥申立ての理由を項目ごとに明記した文書を自ら作成の上、提出しなければならない。

3 添付書類がある場合は、不服申立て時に同封しなければならない。その際、書類の一覧表を作成し、同封しなければならない。

(申立てに対する審査)

第5条 申立てに対する審査は直近の委員会の開催日に実施する。

2 審査方法は委員会で協議のうえ決定する。

3 結果は委員会委員長が文書にて通知する。

4 前項における通知文書の内容を最終結果とする。

(申立てに対する審査の結果によって生じる措置)

第6条 第5条において申立てが認められ処分が取り消しとなる場合、委員会はその時点で可能な対応を申立者に提示する。

2 申立てをした者は前項で提示された対応を選択するか判断し、返答する。

(規程の変更)

第7条 この細則を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この細則は、2024年3月7日から施行する。

年 月 日

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 調査研究委員会委員長 様

取り消しの決定に対する不服申立て審査請求書

月 日付け文書に対し、不服申立ての審査を請求する。

1. 申立人

住所： _____

氏名： _____ ㊞ 会員番号： _____

2. 論文等タイトル

3. 申立ての趣旨および理由

(1) 申立ての趣旨

(2) 申立ての理由

4. 添付書類